

国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者の皆さまへ

「限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）」

および「限度額適用認定証」の更新に関するお知らせ

現在交付されている国民健康保険および後期高齢者医療の減額認定証の有効期限は令和3年7月31日までとなっております

後期高齢者医療の減額認定証、限度額適用認定証をお持ちの方

現在、減額認定証（薄い水色）をお持ちの方で、8月以降の区分が「区分Ⅰ」、「区分Ⅱ」に該当する方、現在、限度額適用認定証（青色）をお持ちの方で、8月以降の区分が「現役Ⅰ」、「現役Ⅱ」に該当する方は、7月31日までに新しい認定証を郵送します。（自動更新のため手続不要です）

8月以降も認定が可能な方には、6月下旬に「申請のお知らせ」と「申請書」を送付していますので、引き続き必要な方は、8月31日（火）までに更新の手続きを行ってください。（認定証は申請を行った月の初日から有効となりますので、9月1日以降に申請をされないと、認定されない月が生じることになります）

更新・申請手続き等

■申請場所

健康増進課、各総合支所・出張所

■申請に必要なもの

- ・保険証／印鑑／マイナンバーカード、またはマイナンバーのわかる書類と本人確認書類／現在交付されている令和2年度の減額認定証
- ・現在、「区分Ⅰ」、「区分Ⅱ」の減額

認定証に該当する方で過去12カ月以内の入院日数合計が91日以上の場合、入院日数が確認できる書類（病院の領収書など）

※同一世帯内に住民税の申告がまだお済みでない方がいらっしゃる場合（未申告の状態）、本来の負担区分判定ができないことがあります。その際は、各総合支所・出張所の窓口でまず申告をしていただくようお願いいたします。

後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等が一定程度下がるなどした世帯は、後期高齢者医療保険料が減免される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

国民年金保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる事業の廃止や売り上げの減少などが生じて、所得が国民年金保険料の免除などの適用相当になることが見込まれる場合は、臨時特例措置として免除の申請を行うことができます。詳しくは岩国年金事務所へお問い合わせください。

■問い合わせ

- ・健康増進課 医療保険班
☎ 0820 (73) 5502
- ・岩国年金事務所
☎ 0827 (24) 2222

相続登記はお済みですか？

不動産の登記名義人（所有者）がお亡くなりになったときは、法務局に相続登記（名義変更）の申請をする必要があります。

長期にわたり相続登記をしないままだと、「相続」が「争続」になってしまったり、再開発や公共事業が進まなかったり、空き家の管理・利活用ができなかったりといったトラブルが発生するおそれがあります。

次世代の子ども達のためにも、未来につながる相続登記をしませんか？

詳しくは、法務局ホームページをご覧ください。（<http://houmukyoku.moj.go.jp/yamaguchi/>）

※登記手続案内は予約制です。

■問い合わせ 山口地方法務局柳井出張所 ☎ 0820 (22) 1198